

議会受付番号	鎌議第 1607 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長 (市民活動部産業振興課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

「道の駅」の設置条件について

2 質問の要旨

国土交通省道路局が所管する「道の駅」に登録するにはどのような書類が必要で、どのように申請するのか。

また、「道の駅」を管理する団体はどのような組織がふさわしいか。

3 答弁

国土交通省の定める「道の駅登録・案内要綱」に依れば、登録申請書に、施設の位置図・配置図、申請者の証明書（市町村の場合は不要）、道路管理者の推薦書、事業計画等供用開始予定を明らかにする資料を添えて、一般国道の管理者又は都道府県の道路管理者を経由して、国土交通省道路局長に提出することが定められています。

また、当該要綱では、申請者が市町村でない場合は、これに代わり得る公的な団体であることを求めています。